

# 令和8年度 京都市立下鴨小学校「学校いじめの防止等基本方針」

## I 総則

### (1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。

学校の中では「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

### (2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

## 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

### 〇いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名 いじめ対策委員会

### イ 構成員(職名又は校務分掌)

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 教育相談主任 学年主任  
生徒指導部担当教員 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

### ウ 開催時期

定例委員会は、毎月1回定例生徒指導委員会と共に開催する。(緊急対応の場合は、この限りではない。)本校では生指・総務部会と兼ねる。

### エ 委員会として取り組む内容

・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等  
・いじめの未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討  
・各学年の児童の情報交換と課題の共有  
・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認  
・重大事態に対する判断と対応  
・関係機関、専門機関との連携対応  
(会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載)

### 3 学校いじめ防止プログラム

#### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

##### ア 学習環境の整備・授業改善

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進
- ・教育課程指導計画(京都市スタンダード)に基づく指導の徹底
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容や学習形態の工夫
- ・自主学習の工夫

##### イ 道徳教育・人権教育

- ・やわらかいけれど芯のしっかりした道徳教育の実践
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の、意図的、計画的な実施
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取上げた人権学習、道徳の学習の実施
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室の実施

##### ウ 体験活動

- ・宿泊学習の取組を通しての仲間づくり
- ・学校行事などを通しての人間関係づくり
- ・総合的な学習の時間、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進

##### エ 児童が自主的に行う活動

- ・児童会主催の集会の実施
- ・異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成
- ・フレンドリー活動によるたてわり集団の遊び
- ・地域、PTAとともに取り組むあいさつ運動の実施
- ・児童会目標の達成に向けた標語、スローガン、ポスターの作成と掲示

##### オ 児童へのはたらきかけ

- ・人権朝会の中での人権に関する訓話
- ・フレンドリー活動によるたてわり活動
- ・非行防止教室の実施
- ・学級通信・学校便り等でのよりよい生活や人間関係を築こうとする姿の発信

##### カ 保護者の啓発

- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動
- ・ホームページでの「学校いじめの防止等基本方針」の発信
- ・学校便りや学校評価での発信

##### キ その他

- ・評価アンケートの結果の分析と、PDCAサイクルでの見直し

## (2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

### ア 情報の集約と情報の共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、生徒指導委員等を通して全教職員で共有する。
- ・毎週必ず更新する報連相ファイルを活用し、全職員がささいな出来事も共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

### イ 児童に対する定期的な調査

#### (ア) アンケートの実施

- ・児童アンケートを利用した「いじめ」の兆候の早期実態把握
- ・クラスマネジメントシートを活用した「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し

#### (イ) 教育相談の実施

- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施
- ・児童に対するアンケートの実施による発見の強化
- ・SCとの連携による教育相談
- ・SSWとの連携

### ウ その他

- ・登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築

## (3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

### (ア) 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

### (イ) いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録  
(被害の態様、状況、構造、動機、背景など)
- ・組織的(担任任せにならない)な対応
- ・重大事態の防止
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応
- ・加害児童への責任ある指導
- ・保護者との連携
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導

## 《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

### 前提となる基本事項

#### 『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

#### 『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

#### 【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

#### 【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。  
[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

#### 【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではな

#### 【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

#### 【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

#### 【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。
- ※事案内容によってはこの限りではない。

#### 【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

#### 【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
    - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
    - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

## (ウ) インターネット等を通じて行われるいじめの対応

- ・情報モラルの学級活動の強化
- ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解
- ・SNSを使つての「いじめ」に対する注意喚起
- ・家庭教育講座、地生連等を活用しての地域への啓発

## (エ) 「いじめ」の解消の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- 少なくとも以下の2つの要素が満たされるまで支援を継続する。
- ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること。
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織(いじめ対策委員会)で行う。
- ・学校全体での継続的な指導・支援を行う。

## (4) 教職員の資質向上の取組(校内研修)

### ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、いじめの未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

### イ 研修の時期・内容等

- ・4月、8月、12月の生徒指導研修会時に実施
- ・内容は、「学校いじめの防止等基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「アンケート結果を基にした研修」

## 4 保護者・地域、関係機関との連携

### ア 保護者・地域との連携

- ・少年補導との連携のもと、少年補導主催の行事への周知を図る。
- ・PTAとの連携のもと、「学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知する。
- ・人権参観・懇談において、子どもたちの人権に関わる問題を扱う懇談会を行う。

### イ 関係機関との連携

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を密にし、日常的に情報交換を図る。
- ・下鴨小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深める家庭教育講座や地生連での研修会を設定する。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。

## 5 重大事態への対処

### (1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係

わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態として取り扱う案件は、(①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。)が主なものであるが、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして調査・報告等に当たる。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、(事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生防止に向けた取組の推進 等)を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画(予定)

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議の開催・教職員の資質能力向上の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者への啓発関係機関との連携
4	いじめ対策委員会 (今年度の体制の確認) 職員会議「学校いじめの防止等基本方針」の共通理解	入学式 学級開き		学級懇談会 授業参観
5	いじめ対策委員会 (情報交換と課題の共有・学級経営方針の交流会) 見守りたい児童の研修	朝会(憲法の話) フレンドリー活動 1・2年校外学習 1年生を迎える会	「いじめ対策委員会」の紹介	家庭訪問週間 学校運営協議会総会 学校運営協議会理事会 学校運営協議会開かれた学校委員会
6	いじめ対策委員会 (情報交換と課題の共有)	5・6年情報モラル教室 6年修学旅行	第1回いじめに関する児童アンケート(記名式)・クラスマネジメントシートの実施 教育相談週間の実施	学校HPにて「いじめ対策委員会」の紹介
7	いじめ対策委員会 (情報交換と課題の共有・学校いじめ防止プログラムの見直し)	非行防止教室(6年) 「夏休みのくらし」配布・学級指導	第1回いじめに関する児童アンケート(記名式)・クラスマネジメントシートの集約と共有 前期学校評価アンケートの実施	個人懇談会 前期学校評価アンケートの実施
8	夏季生徒指導研修 (いじめ未然防止に向けて)		前期学校評価アンケートの集約と共有	
9	いじめ対策委員会 (情報交換と課題の共有)	5年花背山の家宿泊学習		家庭教育講座 学校運営協議会理事会 学校運営協議会開かれた学校委員会 学級懇談会

10	いじめ対策委員会 (情報交換と課題の共有)	人権参観 スポーツフェスティバル		前期学校評価アンケート結果の公表
11	いじめ対策委員会 (情報交換と課題の共有)	学習発表会	第2回いじめに関する児童アンケート(記名式)の実施、集約と共有 教育相談週間の実施	
12	いじめ対策委員会 (情報交換と課題の共有・ 学校いじめ防止プログラムの見直し)	「冬休みのくらし」配布・学級指導	クラスマネジメントシートの実施、集約と共有	個人懇談会
1	いじめ対策委員会 (情報交換と課題の共有)		後期学校評価アンケートの実施	後期学校評価アンケートの実施
2	いじめ対策委員会 (情報交換と課題の共有)		後期学校評価アンケートの集約と共有	新1年入学説明会 授業参観・学級懇談会
3	いじめ対策委員会 (情報交換と課題の共有・ 年間の反省)	6年生を送る会 「春休みのくらし」配布・学級指導		学校運営協議会理事会 学校運営協議会開かれた学校委員会 後期学校評価アンケート結果の公表

※いじめ対策委員会は生徒指導委員会と兼ねる。